

尾道市設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置事務処理要領を次のように定める。

平成27年2月12日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置事務
処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、業務委託契約約款第56条の規定により、旧技術者単価に基づく契約を新技術者単価に基づく契約に変更する場合における業務委託料の変更契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「業務」とは、市の発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事に関する測量、建設コンサルタント等の業務をいう。

2 この要領において「旧技術者単価」とは、予定価格算出時に利用した技術者単価をいう。

3 この要領において「新技術者単価」とは、契約日時点の技術者単価をいう。

(対象業務)

第3条 変更契約することができる対象業務は、市長が別に定めるものとする。

(受注者への通知)

第4条 発注者は、受注者に対し、対象となる業務ごとに、新技術者単価に基づく業務委託料の変更についての協議を請求できる旨を、請求可能期限を明記し通知する。

2 前項の請求可能期限は、通知の日から14日以内を原則とするが、契約変更手続等に支障の生じない場合は、支障の生じない日数に短縮することができる。

(受注者からの請求)

第5条 発注者から通知を受けた受注者は、新技術者単価に基づく業務委

託料の変更について、請求可能期限までに発注者に請求する。この場合において、受注者からの請求を発注者が受理した時点で有効とする。

(変更契約)

第6条 発注者は、前条の請求の受理後、新技術者単価により積算し業務委託料による変更契約を受注者と締結するものとする。

付 則

この要領は、平成27年2月12日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年3月4日から施行する。